平成２３年（フ）第６６７号
仙台市太白区西中田１丁目11番13―808号
債務者　畑中麻衣子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７７号
仙台市青葉区桜ケ岡公園４番１―1611号
債務者　平田　信行
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　貞悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
仙台市青葉区桜ケ岡公園４番１―1611号
債務者　平田美枝子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　貞悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
仙台市青葉区春日町10番13―706号
債務者　阿部　仁子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０６号
さいたま市大宮区三橋４丁目44番地10、前住所さいたま市北区宮原町４丁目55番地17
債務者　土本　勝之
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
岡山県備前市吉永町岩崎279番地、旧住所兵庫県姫路市北平野６丁目１番53号
債務者　覺正健治郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　序子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４号
北海道旭川市永山３条17丁目１番10号　東和マンション
債務者　山岸　勝廣
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６９号
岩手県一関市山目字十二神８番地27　コーポ伸和203、前住所岩手県一関市大東町猿沢字板倉25番地
債務者　小野寺春夫
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１８２号
千葉県佐倉市上志津1670番地５
債務者　澁谷　留雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１１号
千葉県佐倉市江原台２丁目３番地24　江原台グリーンハイツＢ201
債務者　村田美和子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１９号
千葉県八街市吉倉598番地６
債務者　新城　一美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２４号
千葉県印西市内野２丁目６番地１棟301号
債務者　高島　公延
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２１号
岐阜県養老郡養老町瑞穂302番地３
債務者　森谷美智典
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３９８号
東京都青梅市長淵７丁目372番地の２ライオンズマンション青梅第２　701号
破産者　丹下　照子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当すべき債権者がなく、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県前原市高田４丁目３番５号　201、破産手続開始決定時の住所福岡県前原市大字神在148番地の11
破産者　為藤　監一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２５２５号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―605号
破産者　高原トク美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月14日午前10時20分
平成23年７月20日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第１２２号
山口県熊毛郡平生町大字平生村920番地の８
破産者　三谷　一枝
1　破産債権の届出期間　平成23年８月25日まで
2　一般調査期間　平成23年９月15日から平成23年９月22日まで
平成23年７月25日　山口地方裁判所岩国支部